

【参考例】 中間前金払を選択する場合

別紙 1

- ・ 中間前金払を適用する。

この場合において、第 37 条は適用しない。

- ~~・ 部分払を適用する。~~

~~この場合において、第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。~~

発注者押印

受注者押印

※中間前金払か部分払のいずれか適用しない方の項を削除し、発注者と受注者の双方が訂正印を押印する。